

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第 8 号 1999年3月

HEADLINE

- 1 第3回国際民商事法研修報告 …………… 2 頁
- 2 国際民商事法研修 in 金沢
講演 「国際化時代と日本民法典100年」
講師 東京大学名誉教授 星野 英一 …………… 9 頁

日時 : 平成11年2月24日(水) 午後3時

場所 : 北國新聞会館20階ホール

本講演は、第3回国際民商事法研修で来日されたアジア6ヶ国の研修員及び日本法務関係者が金沢を訪問した際、石川国際民商事法センター主催、当財団後援により行われたものです。



第三回国際民商事法研修を終了して

当財団は、平成11年2月1日（月）から3月5日（金）までの約5週間にわたり、開発途上国に対する技術協力の一環として、国際協力事業団（JICA）の委託を受け、第三回国際民商事法研修を法務省法務総合研究所と協力して実施しました。

1 本研修の目的

近年、わが国とアジア太平洋諸国との間では、国際的な経済取引が増加し、契約書の平準化、信用取引の担保の確保などの国際経済取引に関する新たな問題や、民商事に関する涉外事件及び法的紛争等が増加しています。ところが、これらの国の民商事関係の基本法や紛争解決システムは、わが国で十分把握されていないため、具体的な事案の解決に支障をきたしています。そのため、我が国の司法及び法務行政担当者等が、各国の民商事関係の基本法及び紛争解決システム等について理解を深め、具体的な事案を迅速かつ正確に解決していくことが緊急の課題となっています。

本研修は、国際協力事業団の海外技術協力計画対象国からの研修員と日本国内からの研修員が協力して、わが国を含むアジア太平洋各国の民商事法の整備の実状と問題点を把握し、円滑な民商事取引のための法制度を検討・探求することによって、国際経済取引の発展と安定した経済交流の樹立に寄与し、併せて相互の理解と親善を図ることを目的としています。

2 研修員

カンボディア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ヴェトナムの6ヶ国から計12名の外国人研修員が参加しました。また、日本からは企業法務、裁判所、法務省、法務総合研究所及び検察庁から実務担当者が参加しました。（別紙1参照）。

3 主な研修実施場所

(1) 国際協力事業団大阪国際センター

平成11年2月1日～2月23日及び3月3日～3月5日

〒567-0058 大阪府茨木市西豊川町25番1号

TEL 0726-41-6900 FAX 0726-41-6910

(2) 法務省法務総合研究所

平成11年2月26日～3月2日

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

TEL 03-3580-4111 FAX 03-3592-7753

4 本研修の主要テーマ

前回に引き続き、「円滑な民商事取引のための法制度の研究」を主要テーマとしました。

近年、市場経済への移行と国際経済社会への参入を指向するアジア・太平洋地域の諸国については、域内の諸国を含め諸外国との間の貿易、投資及び技術移転等の経済活動を活発化させています。ところが、これらの国においては経済取引に係る民商事法分野の法制度の整備が必ずしも十分ではなく、法制の不備、不整合等に由来する法的不安定が、これらの国におけるより一層の経済発展を阻害する一つの要因となっています。そのため、これらの国においては、円滑な市場経済取引のための民商事法関係の基本法及びその運用システムの整備が緊急の課題となっています。

また、これらの国では、急速な工業化を進めつつありますが、今後、経済発展による消費市場の拡大に伴い法的紛争が増加する一方、都市への人口集中が進展し、地縁・血縁に依拠した伝統的な紛争解決手段が従前どおり機能することは期待し得ず、法的紛争解決手段として、裁判制度を中心とした司法制度充実の要請が増大するものと予想されます。

そこで、同じくアジアにあってこれらの国々と文化的、社会的にも共通点が多く、かつ、経済発展に伴う様々の問題を解決してきた我が国の経験がこれら諸国の問題解決に役立つことから、我が国における企業の経済活動に関する法制度の概要や、司法制度の担い手としてその基盤をなす法律関係者の役割及び

その養成制度の実情等を紹介するとともに、各国の企業の経済活動に関する法制度の整備状況や法律関係者の役割と法律関係者の養成について現状とその問題点を比較分析することにより、よりよい法制度を探究し、これらの探究を通じて、これらの国々の問題解決に寄与するとともに、日本及び各国間の相互理解を深めるために、標記のテーマを定め、研修員の皆さんに以下の事項について討議していただきました。

- (1) 企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点
- (2) 法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点

5 研修カリキュラム

本研修では、主要テーマに関する講義のほかに、研修員による発表、グループディスカッションなどを行いました。その概要は以下のとおりです（別紙2参照）。

(1) 研修員による発表

研修員が各国における「企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点」及び「法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点」についての英文レポートを事前に提出し、それに基づいて発表を行いました。

(2) 研修員によるグループディスカッション

研修員を「企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点」又は「法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点」のテーマごとに二つのグループに分けて意見交換と討議を行い、その中で提示された問題点と解決策についてグループごとにこれを取りまとめました。

(3) 講義

主要テーマに関して、我が国の法体系の概要、民法及び商法等の概要、裁判制度、法律家の養成制度、国際取引法及び裁判外の紛争処理システム等についての講義を行いました。

講師には三ヶ月章特別顧問、原田直郎理事、石川正評議員、池田辰夫学術評議員、関西電力㈱をはじめとする当財団関係者のほかに、安田信之名古屋大学大学院教授ほか11名の大学教授、国際商事仲裁協会大阪事務所長等を迎え、専門的な見地から講義を賜りました。

(4) 見学

関西においては、大阪法務局、大阪地裁、大江橋法律事務所、関西電力(株)美浜発電所を見学し、東京では司法研修所、東京証券取引所、最高裁判所を見学して、日本の司法制度についての理解を深めるとともに、日本の最先端技術にも触れるなど有意義なものとなりました。

また、広島市へ1泊2日の見学旅行を行い、広島法務局では、「法務局職員の採用、職員研修」について同法務局人事担当者と懇談を行ったほか、広島大学では、「法学部における教育の概要」について同大学法学部教授と意見交換を行いました。さらに、金沢市へ1泊2日の見学旅行を行い、北国新聞会館で行われた石川国際民商事法センターと北国新聞社の共催による星野英一学術評議員の講演会に参加し、また、加賀友禅の工房を訪れ、日本の伝統文化を堪能しました。

6 研修を終了して

外国人研修員は、5週間という長期間にわたって、食文化や気候の違う地で生活し、また、時期的にも2月という日本で最も気候が厳しい季節であったことが重なり、心身とも少々疲れ気味でしたが、共に研修に参加した日本人研修員や講師の先生方、研修員のホームビジットを快く受け入れていただいた当財団の小野昌延評議員はじめ関西在住の先生方など本研修に関与した多くの人々の暖かい心に触れ、大変満足して帰国しました。本研修が研修員にとって充実したものであったと確信しています。

本研修は、規模を拡大して今後も引き続き行われますが、本研修の卒業生が今後のアジア太平洋地域の民商事法の発展に貢献できることを願ってやみません。

別紙1

第3回国際民商事法研修

研 修 員 名 簿

No.	氏 名 【国名】	年 齢	職 業
【カンボディア】(2名)			
1	イム チャムナップ ピヤクダイ Mr. <u>Yim Chamnap Pheakdey</u>	28	商務省法務局商事法課担当官
2	モン モニチャリヤ Mr. <u>Mong Monichariya</u>	29	プノンペン市裁判所判事
【中国】(2名)			
3	リ リーリ Ms. <u>Li Lili</u>	37	青島外国経済・貿易委員会副課長
4	ドン ジャンツェン Mr. <u>Dong Jianzhong</u>	33	北京中級人民裁判所判事補
【ラオス】(2名)			
5	クーン スッタマコ Mr. <u>Khoun Southammakoth</u>	46	商務観光省貿易局次長
6	バイヴィ シボアリバ Mr. <u>Phayvy Syboualypha</u>	30	ヴィエンチャン県裁判所次長
【モンゴル】(2名)			
7	ムンフゲレル ドゥゲルジャヴ Ms. <u>Munkhgerel Dugerjav</u>	36	司法省法改正局次長
8	ジャンサン グルゴウ Mr. <u>Jantsan Gulgou</u>	48	外務省法務局次長
【ミャンマー】(2名)			
9	チン ウー Ms. <u>Kyin Oo</u>	53	文部省ヤンゴン大学副学部長
10	ダン ミン Ms. <u>Thaung Myint</u>	44	マンダレイ大学教授
【ヴェトナム】(2名)			
11	クイン ホワン デイン Mr. <u>Quyen Hoang Dinh</u>	45	貿易省法務局商事法上席専門官
12	ヴィン レ デイン Mr. <u>Vinh Le Dinh</u>	26	ハノイ法科大学経済法学部教授
【日本】(6名)			
13	イシ カワ シン ジ 石 川 紳 二	33	トヨタ自動車(株)法務部国際法務室
14	サワ モト ニ リ 澤 本 百 合	31	東京海上火災保険(株)総務部法務室
15	タケダ ミ ワ コ 武 田 美 和 子	35	福岡地方裁判所判事補
16	イシ イ ヒロ ユキ 石 井 博 之	29	法務省民事局第五課係長
17	ヒガシ アニミ 東 亜 由 美	36	法務総合研究所教官
18	ウチ ムラ カズコ 内 村 嘉 寿 子	34	大阪地方検察庁検事

第三回国際民商事法研修日程表

主要なカリキュラムを掲載させていただきました。

- 2/1 「法務省の機構と役割」 寺脇一峰法務総合研究所総務企画副部長
大阪高等検察庁検事長，大阪地方検察庁検事正表敬，大阪法務局長表敬，
大阪法務局見学
- 2/2 「アジア法制度・法体系について」 安田信之名古屋大学大学院教授
- 2/3 研修員発表
- 2/4 「国際取引と法インフラ」 松岡博大阪大学副学長
「日本の裁判所について」 原田直郎弁護士
- 2/5 「会社法」 黒沼悦郎神戸大学教授
- 2/8 「商取引法」 行澤一人神戸大学助教授
- 2/9 広島市見学旅行（～10）
広島法務局長表敬，座談会（広島法務局）
- 2/10 意見交換，見学（広島大学）
- 2/12 「独占禁止法」 泉水文雄大阪市立大学助教授
大学教授との懇談会（大阪大学）
- 2/15 「不正競争防止法」 江口順一大阪大学教授
「企業活動と知的財産権の保護」 小泉直樹神戸大学教授
- 2/16 大阪高等裁判所長官，大阪地方裁判所所長表敬，法廷見学
「日本の弁護士制度及び弁護士の役割」 石川 正弁護士
- 2/17 「日本の倒産処理法」 池田辰夫大阪大学教授

- 2/18 「裁判外の紛争処理システムⅠ」 榎村志郎神戸大学教授
「裁判外の紛争処理システムⅡ」 大貫雅晴国際商事仲裁協会大阪事務所長
- 2/19 国際民商事法シンポジウム
- 2/22 「証券取引法」 黒沼悦郎神戸大学教授
- 2/23 グループディスカッション
- 2/24 金沢市見学旅行
講演「国際化時代と日本民法典100年」 星野英一東京大学名誉教授
- 2/25 「企業における紛争解決」 有賀熙雄関西電力㈱総務室長
関西電力株式会社美浜発電所見学
東京へ移動
- 2/26 法務大臣，法務総合研究所長，総務審議官，民事局長表敬
司法研修所見学
- 3/1 講 話 三ヶ月章東京大学名誉教授
東京証券取引所見学
- 3/2 最高裁判所見学
大阪へ移動
- 3/3 グループディスカッション
池田辰夫大阪大学教授，近藤光男神戸大学教授
- 3/4 「コーポレートガバナンスをめぐる問題」 牛丸與志夫大阪府立大学教授
「手形・小切手法」 行澤一人神戸大学助教授
- 3/5 グループディスカッション，評価会，閉講式

はじめに

今日は、アジア6ヶ国と日本人研修員、それに金沢の市民という、バックグラウンドの異なる方々の前ですので、全部の方に満足していただけるようなお話しをすることは困難をきわめます。なお今日は、研修員と呼ぶときは、アジアの国からの研修員ということにさせていただきます。今日は、研修員の方々も、細かい法律の問題はほかで十分勉強しておられるでしょうから、ごく一般的なことをお話することにいたしました。そんなことはもう読んだり、聞いたりして知っているとおっしゃる方もあると思いますが、しばらくご辛抱ください。

お話ししたいのは、日本民法典100年からの反省というか、示唆というか、教訓といったことです。民法典100年を昨年迎えた現在は、すぐ後でお話するように、民法典の大改正という重要な時期にあるのに、民商法を教えてきた者にとって憂うべき現象が幾つか出てきました。それらについて、日本民法典の歴史が教えていることはないか、を考えたいということです。私が中学時代に習った中国の有名な格言に「殷鑑（いんかん）遠からず。」というものがあります。詩経にあり、孟子にも引用されています。反省の資は、なにも遠くを探さなくても、すぐ前の時代にある、ということです。日本の経験にも、よいものばかりでなく、悪いものがないとは言えませんので、今日はその反省をも加え、研修員の方には今後の参考にしていただきたいと思います。

1 序

始めに、幾つかの前提問題について、お話します。目次や資料がお渡ししてあると思いますので、それらを引用しながら説明いたします。

(1) 国際化時代のゆえに民法典が直面している問題

3点が挙げられます。まさにその1つが、このようにアジア諸国で市場経済をなんらかの意味で導入しようとしておられる国への協力であることは、今更言うまでもないでしょう。

第2は、国を越えて人、物、金などが激しく動くことからしても、後に述べる現在の法律の改正に際しても、外国の法律を学び、参考にする必要が格段に大きくなっていることです。人、物、金の移動ゆえに外国法を知る必要は、いわば実際上やむをえないものであるとも言えます。しかし、立法に際して外国法を参考にするには、立法のためのアイデアを求めるために、古くから存在し続けるものですが、国際交流が盛んになると、できれば自国の法律を諸外国の法律に揃えておくほうが、法律の抵触、つまり国際私法上の問題を少なくするという意味もあることを、改めて意識する必要があります。

第3は、今の点に関係しますが、かなりの領域において、国際的な統一法を制定する努力が盛んに行なわれていることも、皆さんご存じのとおりです。国連の国際商取引委員会（UNCITRAL）が中心になって、現在、多数の債権の一括譲渡（Assignment in Receivables Financing）の問題、特にその対抗要件や、電子取引（Electronic Commerce）、電子認証（Electronic Signatures）について統一法作成の作業部会（ワーキング

・グループ)が進められており、日本からもそれぞれに優秀な中堅学者が出席して活躍しています。国際物品売買に関する統一法を定める条約(ウィーン条約。CISG)が1988年に発効していますが、日本はまだ批准しておらず、批准した国などから、批准が強く求められています。学者と企業法務家及び法曹から成るグループによる研究は既に終了していますが、これを取り上げようという気運が、率直に言って、日本の企業社会ではまだ起こっていないにです。それらにおいては、とりわけ英米法とヨーロッパ大陸法の調和が問題になること、きわめて現実的で柔軟な立法であることなどの理由もあって、日本民法典にとって、参考になっています。信義則(good faith)の観念がかなり用いられているなど、日本の考え方に似たところもあります。

このように、日本は、一方で100年前に民法典の立法に成功したために、研修員の方々にその経験を伝える義務があると同時に、なお、統一法条約の批准で他国に遅れをとっているものを持ち、また国際化した世界において絶えず諸外国の法律を学ばなければならないという、国際化した世界の中で二重の地位に置かれています。

(2) 民法典「100年」のどこを取り上げるか

今日は、100年間の歴史を辿ろうとはしません。大きく言って、3つの時期が問題となります。民法典の編纂の時期、100年の経過、現在です。現在は、日本民法典にとって重要な意味を持った時期にあたっています。すなわち、私が「第三の法制改革期」と呼んでいる、民法やその特別法、商法、民事訴訟法といった、民事基本法の大きな改正や新立法の時期です。

今日は、民法典の編纂に重点を置き、他の2つの時期については、簡単に触れつつ、それぞれから、1つずつ示唆ないし教訓を引き出したいと思います。

(3) 「民法」とは何か

「民法典」と言ってしまうと、そのように呼ばれている法典がありますから、今更その説明でもなさそうですが、特別法を含め、日本にある「六法全書」の「民法」の部分の置かれている法律をより抽象的に「民法」と呼ぶとすれば、いったい「民法」とは何かについて説明しておく必要があります。私の考えによれば実は、このあたりから、従来法学者によって説かれていたことをもう一度きちんと考え直さなければならないのです。しかし、時間の関係で、結論だけ一言します。

2点を挙げます。第1は、法律体系中における民法の位置という観点です。当たり前のことで、「公法」でない「私法」の一部だということです。公法、私法の定義については、資料4、5①をご覧ください。フランス革命後にできた民法典は、世界最初の近代民法典とされていますが、最終的には民法典に入らなかったその草案に、統治する者と統治される者、あるいは国の各構成員と全構成員との関係を規律するものが公法であり、市民相互間の関係を規律するものが私法—民事諸法と言っています—だということです。江藤の言葉も、実に適切な表現で、明治維新後2年たったばかりの1890年に言われた言葉とは思われないほどです。

第2に、民法の法律体系中の位置という観点からではなく、それが社会で営んでいる機能という観点から眺めます。「民法の実質的な内容はなにか」ということです。三面から観察することができます。

第1の面は、民法は日常生活の規範であるということです。我々の日常生活は、朝起き

てから夜寝るまで、ほとんどすべて、直接間接に民法が規律しています。また、職場と並んで重要な家族関係も、相続関係も、民法の定めるところです。第3の面は、民法は他の法律に提供している基礎的な技術、具体的には法律概念や法律論理を多く提供していることです。民法の用語や論理が他の法律の用語や論理になり、あるいは民法のものを少しモディファイして使われることが少なくありません。これらは常識的で分かりやすいでしょう。

今日は、第2の面につき、強調したいと思います。

一言でいうと、民法とは社会の構成原理だということです。それをさらに二つ区別するのが適当です。一つは、民法は、市場経済の基本的な枠組みと、そこでの交換の基礎的な規律を定める法律で、市場経済の根幹とその運行を保障しています。民法は、交換過程の規律である契約、交換の主体である法人格、交換の客体である物、交換の主体と客体の関係である所有権その他の権利についての基礎的な定めをしています。もう一つは、民法は、狭い意味での市民社会の法だということです。「市民社会」という言葉は、かつては市場経済社会・資本主義社会と同じ意味に用いられることが多かったのですが、今日では、権力機構である国家、経済制度である市場経済社会と並ぶ、第三の社会領域であるとする考え方が有力になっています。「自由な意志に基づく非国家的・非経済的な結合関係」（ハーバーマス）と呼ばれるものです。NGO、NPO団体を一つの典型と考えればよいでしょう。

フランスでは、憲法が国家の構成原理であるのに対し、民法は社会の構成原理であるとして、国の法律体系においては憲法が最上位にくるが、それらの実質的な内容においては同等である、とされるのです。次のような表現が用いられます。憲法は「国家の（constitution）であり、「民法は社会の（constitution）である」というのです。そして、両者が共同して、国の法体系の中心となり、国とその社会を支えたとします。フランス民法典の起草者の中心であったポルタリス（Portalis）という人は、資料3のように言っています。一方で、民事法は「政府を基礎づけるものではないにせよ、政府を維持するものである。」とし、他方で、民法典は、国家的基本法律の後見の下にある。」と言っています。両者の論理的関係はややすっきりしません、大事なことは、両者があいまって国家・社会を形成しているということです。なお、constitution というと、日本では法律としての憲法を考えますが、本来の意味は、ある団体の基本構造、構成原理といったものであることにご留意ください。

この、民法は社会の構成原理であって、実質的には憲法と並ぶ重要性を持つものであることの認識が、日本においては、学者を始め、最近に至るまで、不十分であったように思われます。民法は、法律技術が難しいために、学生を初め技術の習得に重点が置かれ、その面のみに着目される傾向がありますが、民法のこの面を改めて意識することが、きわめて重要であることを強調したいと思います。これは決して、私が民法学者であるゆえの我田引水ではありません。日本の民法学者もようやく最近この点に気づき始めたようです。

2 日本民法典の編纂

日本民法典の編纂は、その開始の時期がごく早いことと、編纂の期間も当時としてはかなり短いことに特色があります。

（1）編纂の開始

これは、先にも触れた、1870年です。明治維新、正確には、徳川幕府の大政奉還（1867. 10. 15）から3年も経っていない、1870年6月には、江藤新平当時の国の基本的制度などを扱う「制度局」の「制度取調専務」という職にあり、後に司法卿になった人です。一により、民法の検討を行なうことが定められました。8月には、箕作鱗祥という人。一当時、東京大学助教授にあたる地位にあった人で、幕府時代にフランスに滞在したことがあります。一に、そのためフランス民法典の翻訳作業が命じられ、そのできた部分をもとにして、9月18日からは、制度局民法会議における編纂作業が行なわれています。このように早い時期に、先に述べたような、近代国家における民法典の必要性に気付いた先覚者がいたことは、驚くべきことです。国の制度でいえば、廃藩置県（1871. 7）、廃刀の命令（1876）の前で、民事法としては、戸籍法（1871）、平民と華族・士族の間の結婚の自由（1871）、人身売買の禁止（1871）、農民の作物の自由（1871）、全国民の職業の自由（1872）、土地売買の自由（1872）などの前なのです。

（2）編纂の過程

民法典の編纂は、その後所轄官庁を代えて行なわれ、1872年と、1878年には、それぞれ民法全般にわたる、フランス民法典をもとにした草案（前者は1184条、後者は、約1800条）が出来ています。

しかし、結局自分たちだけでは諸法典の編纂ができないと分かり、各国から人呼んでこれにあたってもらうことにしましたが、民法中、財産法の部分については、フランス人、パリ大学教授のボアソナード、身分法の部分については、日本人委員数名に依頼することになりました。編纂事業は、1880年に開始し、1889年に終了して、1890年4月21日に「民法」として公布され、1893年1月1日施行と決定されました（これを「旧民法」と呼んでいます）。余計なことのようにですが、公布されることによって法律になりますから、これが日本で初めての民法典です。

しかし、公布の頃から、その施行に対する強い反対運動が起こり（「法典論争」と呼ばれています）、社会全部を巻き込む大論争となりました。結局、1892年の第三国会において、旧民法を修正するためにその施行を1896年一杯まで延期する法律が通過しました（後、さらに1898年まで延期されました）。かくて、1893年に設置された、全員日本人委員から成り、東京帝国大学教授3名を起草委員とする「法典調査会」によって、旧民法の「修正」作業が精力的に行なわれました。この点も従来比較的軽視されていたことで、現行民法典は白紙から作られたものではありません。

この際、世界各国の民法、特に当時起草中であったドイツ民法典の第一、第二草案が参考にされました。そして、編別や、フランス民法典になく、ドイツ民法典にある制度のいくつかが採用されました。しかし、多くの部分が、旧民法の内容を維持するか、細かい点の改正に止まっています。財産法は1896年に第8議会で可決、公布され、身分法は1898年の第12議会で可決、公布され、施行が100年前の1898年とされたものです。

このように、1870年に編纂が開始されてから、約30年かかっています。しかし、フランスでも革命後民法典編纂が命じられた時（1790年）から、幾つかの草案を経て、施行（1804年）まで約15年、ドイツでも編纂作業の開始（1874年）から施行

(1900年)まで約25年かかっていることを思えば、近代法思想も、ローマ法以来、中世ローマ法学を経た千数百年の歴史を持つ民法の観念を全く知らず、ゼロから出発した日本の30年は、驚異的に短いというべきでしょう。もちろん、研修員の皆さんは、もっと短い期間で民商その他の法典を作っておられるのですから、そのご労苦もよく分かります。

(3) 編纂の動因

では、なぜこれほどまでに民法典を始めとする諸法典の編纂が急がれたのでしょうか。

どの国で法典を編纂するについても理由となることがあります。特に日本における特殊の事情がありました。

① 法典編纂一般の必要性

通常、3つが挙げられます。第一は、近代国家の統一にあたり、各地方で異なっていた法律を統一することであるのは、言うまでもありません。特に民事法については、統一国家を単位とする一つの市場を形成するために、必要なことです。

第二は、革命などの社会経済体制の根本的ないし大きな変革に際しては、新しい社会制度・経済制度の枠組みを作るため、またそれを国民に示すために、不可欠となります。日本では、明治維新による、封建制と身分制の廃止と、市場経済の確立・近代的な社会の建設とを一挙に行なうためには、民事諸法の立法が必要だったわけです。

しかし、以上の目的は、個別的な立法によっても達成することができます。重要な領域において、まとまった「法典」という形をとるのはなぜでしょうか。これは、難しい問題ですが、国家・社会の改革、とりわけ急速な改革に際し、その基本制度

(constitution)をまとめて、一貫した改革の理念に導かれた法律を作ることが望ましい、少なくとも便利だということでしょう。

② 日本の特殊事情

3点を挙げることができます。

(i) 条約改正の前提

実際上最も深刻であったのは、徳川幕府が1854年から数年の間に欧米諸国と締結した通商航海条約—「和親条約」とか「修好通商条約」と題されていましたが、治外法権を認め、輸入品についての関税率を条約で定めて(つまり以後これを改めるときは、協議によることを要する)、日本が自由に定めることができませんでした(「関税自主権」がないことと呼びます)。日本と相手国とが不平等に扱われており、いわゆる「不平等条約」です。治外法権の存在は、言うまでもなく国民にとって屈辱的なことであります。日本はそのような経験をしているのに、他の国に治外法権を設定するというをしたのです。輸入品についての関税自主権のないことは、国内産業の発達を害し、場合によっては壊滅的打撃を与え、民族資本の形成を妨げることとなります。このようにして、明治初年から、不平等条約の改正は、国の運営にあたる者たちの「悲願」であり、早くから相手国への働き掛けがされています。有名な「岩倉使節団」の目的の一つは日本の近代化のために西洋文明を学ぶことですが、もう一つが条約改正の手続きに取り掛かることでした。

しかし、相手国が改正に応ずる条件としたことは、3点ありました。民事・刑事の裁判制度の確立、有能で公正な裁判官の養成、そして、裁判所で適用される重要な法律の整備でした。相手国から見れば、当然の要求であることは、容易に理解できるでしょう。この

第3の、重要な法律というのが、いわゆる五法、つまり民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法です。

しかし、江藤、そしてそれに続いて司法卿になった大木喬任は、さらに別の目的も考えていました。これが日本民法典編纂からの示唆ないし教訓の第1に関係します。2点が挙げられます。

(ii) 国民生活の安定

一つは、民法典が国民生活の安定にとって不可欠なことです。資料5①の後半をご覧ください。「国民の安堵」と表現されているものです。国民が安心して生活することができるということです。続いて、その基礎は、「国民の位置を正す」ことである、とします。これは、国民の権利義務を明らかにするという意味です。具体的には、列挙されています。例えば婚姻、相続、動産不動産、貸借、売買、所有権などです。これに続く部分に、次のように言っています。現在、国民の権利義務がきちんとしていないので、相続、貸借、売買、所有権などの争いが盛んに起こっている。こんな有様ではどうして国民は安心して生活できるだろうか。ところがこれに反し、西欧諸国では、それらに関する法律がきちんとしていて、国民は安心して生活に励んでいる。国民の権利義務が日本とそれらの国とで異なっている。これが、外国では、国民は年々富んでゆくが、日本では貧民が増え、富んだ人も減ってゆく「病原」だ。大木も、同様のことを言っています。資料5②を見てください。

(iii) 国の「富強」にとっての必要性

二つは、民法典が国家を富ませ、強くするために必要なことです。江藤は、日本が諸外国に列して独立を保つ一当時、「列国と並立する」と呼ばれていました。一基礎は「国の富強」にあり、富強のものは「国民の安堵」にあり、安堵のものは、先に読んだように国民の権利義務をはっきりさせることにあると畳み掛けています。国民が富み、税金が「豊か」になると、陸海の軍備も、工業も盛んになるとし、教育も盛んになるとします。

大木については、資料5②です。「一家ノ経済」から「一国ノ富強ヲ生シ家庭ノ平穩ヨリ邦家ノ安寧ニ及ホサシムル所以ナリ」と言っています。

③ ここからの示唆・教訓

この、民法典編纂を推進した人たちの言葉から、次の点を指摘することができます。

第一に、民法が国民の日常生活の安定に必要であることが強調されていることです。これは、先に民法の社会的意味の第一とした点を見事に言いあてています。そしてここに、彼らの国民の生活の安定に対するヒューマニスティックな精神を見ることができます。

第二に、その反面、民法が社会の構成原理・基本構造を規定するものであるという、いわばマクロの観点は窺えません。これは、社会についての学問が幼稚であった当時としては止むを得ないことですが、メンションしておくに足りましょう。

第三に、重要な点は、国民生活の安定ということは、国民一人一人そのものが大切であり、国民生活を守ることが国家の使命であるという観点から言われているのではなく、国民生活の安定は国の「富強」のために必要だとされていることです。つまり、国民生活の安定をはかる民法典は、国を富ませ、強くするための手段とされていたことです。

これは、フランス民法典が、人権宣言に適合すべきものであるとされたことと比べて、たいへんに異なっているところです。資料2①を見てください。人権宣言の理念について

は後に説明しますが、それを体現すべきものとしての民法典と、国家の「富強」の手段としての民法典という対比は、あまりにも鮮やかです。私どもは、江藤の驚くべき先見の命に驚嘆するとともに、現在から見たその限界をも認めざるをえないのです。

これが、示唆ないし教訓の一つです。このように、法律を国の政策の手段とすることは、今日まで明らかに存在していると見られることを指摘したいと思います。最近の現象との第一です。

法律雑誌にも表れた二つの例を挙げます。

一つは、総会屋への利益供用に典型的に見られた、会社や銀行の不祥事です。これにつき、実務法律雑誌「商事法務」「NBL」の出版元で、長年会社法務部の充実を強く主張して、そのための情報提供に努力してきた商事法務研究会の副理事長鈴木光夫氏は、同会の活動を顧みて、これまで一体なにをしてきたのだろうかと悲痛なトーンで問い、企業法務家の順法精神の涵養の必要性を改めて説いておられます（「商事法務」1470号）。

もう一つは、最近企業の「コンプライアンス」ということが声を大にして叫ばれている点です。別の法律実務雑誌は、「金融機関におけるコンプライアンス」という特集をし（「金融法務」1514号）、その中の「担当者匿名座談会」では、コンプライアンスを「リスク管理」と考えている金融機関が複数存在することが示されています。また最近『Q&A金融機関のコンプライアンス』とかいう本まで出版されるようです。知らない人が聞くと、よほどたいへんなことを始めたようですが、法律に従うという当たり前のことをこと新たに強調するのは、理解しにくいことです（「金融法務事情」1535号）。

この二つの現象から見え隠れしているのは、企業が、順法もなんらかの一恐らくは営利の一ための手段であり、そのために役立つと思えば法律に従い、順法が営利のために都合悪いと思えば脱法なり、違法をして平然としていたのではないかを疑わせます。実は、始めの所で触れた、CISGを日本がなかなか批准しない理由の一つは、企業があまり熱心でないことであつた。その理由として、強い立場にある日本の企業にとっては自分に有利な契約条件を相手に押しつけるほうが、売主・買主を対等に扱う条約を批准してそれによるより便利からだ、という多数の聴衆の前での発言がありました。

法律を単に自己に有利な場合に、あるいは有利なように利用する手段であり、不利になる法律には従わないという、法律の手段視は、残念ながら日本に厳然と存在しています。

こうなると、では法律とは何か、と聞き直って問われるかもしれません。今日はこの大問題に立ち入ることは、できません。ただ、ボアソナードが、近代民法、広く近代法の観念など全く持っていなかった学生の前で、法学入門の部分で、ローマの法学者の言葉を引用して述べたことを指摘しておきましょう。資料6です。法律は、真善美、さらには聖といった、人間の理想と並ぶ、社会のあり方の基本理念である正義に奉仕すべきものだ、ということです。より具体的には、人を害するな、各人に彼に帰すべきものを与えよ、ということになります。このことは、ともすると言葉を用いる特殊な技術面に気をとられてしまう法律家にとっても、法律をそのようなものと考えてこれを敬遠しがちな一般の方々にとっても、心に刻んでいただきたいことです。

「法律を手段視するな」。「法律はその理念である正義に奉仕するものである」。これが、日本民法典編纂の過程から学ぶべき教訓です。

3 日本民法典の変遷—理念・指導原理の面から

今日は、その内容の変遷に触れる余裕がありません。一つ、その理念・指導原理のこの100年の間の変化についてだけ、簡単にお話しするにとどめます。なお、この点については、日本においても、早くから、故我妻栄先生によって、フランスのレオン・デュギー（Leon Duguit. 1859-1928）の『私法変遷論』（1912）や、ドイツのアントン・メンガー（Anton Menger. 1841-1906）の『民法と無産者階級』（1903）などを参考にして、説かれていたことです。

（1）民法典の当初の理念・指導原理—自由・平等と自由への重点

では、制定当時における民法典の理念はなんだったのでしょうか。ここでも、典型的な近代民法典であるフランス民法典（以下「古典的民法典」と呼ぶことがあります）について見ることにします。

ここで、先にお話ししたことがまた出てきます。民法典は、人権宣言に適合していなければならぬとされたことは、民法典の理念・指導原理は、1789年の人権宣言にあるということです。資料1をご覧ください。人権宣言の1条、2条、4条です。

簡単にまとめますと、すべての人の平等な、自由・人身・所有権その他の権利の保護がその指導原理であり、理念を簡単にまとめれば、自由と平等ということになるでしょう。両者の中では、自由への傾斜に特色があります。

自由と平等についてももう少し説明しますと、自由といっても、権力者によって強制されるのではなく、その意味で自由に契約をすることができるということです。これ自体重要なことではありません。中国の契約法草案にもあり、日本民法にはない規定ですが、はっきりしてよいことです。しかし、その後の問題は、始めから多くの財産を持っている者、例えば大企業と個人の間の契約は、大企業が提示する契約条項を、相手はそれをそのまま受け入れて契約をすることしかできません。いやなら契約をしない自由はありますが、雇傭とか、生活必需品の購入などの場合には、契約をしないことは、生きてゆけないことですから、大企業の提示する契約をすることしかできません。平等と言っても、どの人も、どのような権利でも、持つことができる、という意味にすぎません。すべての人が実際に平等に権利を持つことが理念とされているのではないのです。つまり、「機会の平等」であって、「結果の平等」ではありません。つまり、両者の関係では、平等より自由に重点が置かれていました。

（2）理念・指導原理の重点の変化—平等への重点の移転（博愛と連帯、共生）

結論から言えば、重点が自由から平等に移動したこと、詳しくは、平等への傾斜とその関係での自由の若干の後退です。そして、それらをもたらした新しい理念として、フランス革命の理念の第三とされながら、これまであまり主張されていなかった、博愛の理念、それでは宗教色が強いということでしょうか、先のデュギーが連帯とし、最近は共生と呼ばれたりしているものです。

その背景は、資本主義の弊害に対応するための諸施策による国家の介入、国家がいわゆる「夜警国家」から「福祉国家」へと変化したことであることも、よく知られた事実です。また、資本主義の弊害への対処のもう一つの方法として、その修正でなく廃棄を企てる社会主義があることも、研修員の皆さんには、分かりきったことでしょう。

市場経済を維持している西欧諸国におけるそのプロセスは、大雑把に言って3つの段階を経ています。雇傭契約・労働関係における労働者の地位の向上に始まり、借地人・借家

人の保護を経て、消費者の権利の保護という順序で行なわれました。これに対し日本では、明治憲法体制下で労働運動が制限されていたこともあって、借地人・借家人の保護から始まり、労働者の地位の向上は、第二次世界大戦の敗戦をまたなければなりません。消費者の権利の保護は、ほとんどの国で戦後のことですが、この点でも日本は西欧諸国ばかりか、いわゆる中進国や第三世界に属するとされる一部の国にも遅れ、製造物責任法がようやく1995年に施行されたにすぎず、消費者契約の適正をはかる法律の制定には、後1-2年かかりそうな状況です。

(3) ここからの示唆・教訓

それは、現在の諸改革は、歴史を十分にふまえたものでなければならないということです。今日世界的に、市場における自由が強調されています。市場経済を維持し続けた日本のような国においても、市場経済を導入しつつある研修員の方々の国においても、内容や程度は違いこそすれ、同様です。しかし、フランス民法典が編纂された19世紀始めから最近に至る約190年の歴史は、過度の自由主義的市場経済体制を変化させ、民法典の理念・指導原理を変化させました。現在の西欧の民法典は、1804年の民法典ではなく、日本民法典も100年前のそれではありません。われわれは、100年前、190年前に戻ることはできないはずで、19世紀以降の市場経済社会における、社会的公正と、その引き起こした社会的不安や混乱を繰り返してはならないはずで、

東欧諸国における社会主義の崩壊は、自由主義的市場経済体制の時代への復帰・再来を意味するものではありません。ローマ教皇ヨハネ・パウロ二世が1991年に述べた、資料7に挙げた言葉は、どの立場にある人からも、十分に顧みられるべきものを持っています。「資本主義が唯一の経済構造モデルとして勝残ったという言い方は受け入れがたい…」。望ましい社会は、「市場が社会の諸勢力と国家によって適正に管理去れて、社会全体の基本的な必要を満たすよう保証することを求めている。」さらに、財産の使用に関して「人間は、外物をわたし個人のものと考えてはならない。むしろ、共通のものと考えべきである。」とされるのです。

つまり、今日市場経済を導入するに際して民法典を編纂するときには、フランス民法典が施行190年後に、日本民法典が施行100年後に到達した地点をも考慮すべきことです。

要するに、民法における市場経済の先に述べたような基本的制度は、ファンダメンタルなものとして採用しつつ、民法典編纂時におけるような過度の自由主義、自由放任主義は真似をすべきでない、ということです。もっともこの点は、一旦平等の理念と福祉において徹底した国からの研修員の方々には当然のことかもしれません。中国契約法草案にもこの旨の規定があり、さすがと思いました。

4 日本民法典の現在の状況

日本民法は、現在、「第三の法制改革期」ともいうべき時代に直面しています。あちこちの部分において、民法典の改正や、特別法の立法が急速に進められています。ここでは、一つの例だけを挙げて、示唆と教訓を引き出したいと思います。

(1) 社会的背景

民法の改革を要請した社会的背景は、次のものです。すなわち、高齢化社会の到来、技術特に情報通信技術の急速な発達、社会の複雑化・多様化、社会関係における人や物の多

数化・多量化、国際化（グローバリゼーション）などを挙げるすることができます。

（２）一例としての「消費者契約適正化法（仮称）」

経済企画庁の国民生活審議会消費者政策部会・消費者契約適正化委員会合同会議は、本年1月28日に、消費者政策部会報告として、「消費者契約法（仮称）の制定に向けて」と題する報告をとりまとめ、公表しました。これは、古く1971年から検討が行なわれてきたものの総まとめですが、この報告自体は、1997年に消費者政策部会に消費者契約適正化委員会が設置されて以来、この形で集中的に審議されてきたものです。

さきにもちょっと触れましたが、企業がその提供する物やサービスの利用者、つまりここに言う消費者との間で結ぶ契約は、産業革命後の大企業の成立により、古典的民法典の予定していたような、平等な当事者によ自由形成されるものではなくなってきました。典型的な例が、いわゆる「約款」による契約です。

産業革命以前における小農民、職人、小商人など、比較的社会的・経済的地位が対等な者との間の契約は、両者の自由な商議によって、双方に満足のゆく内容のものが締結されることが多く、自由・平等は理念であると同時に、事実でもありました。しかし、大企業と消費者との間の経済的地位は平等でなく、その有する情報の面においても、両者の交渉力においても、格段の差があります。

大量生産・大量消費の時代において、企業が多数の相手と同じような内容の膨大な数の契約を締結する場合は、企業が一方的に決める定型的内容の契約をするほかはなく、そのこと自体は、相手方にとっても時間と労力の節約、利用者間の公平などの便利さがあり、不可避ないし不可欠のことです。このことは、電気・ガス等エネルギーの供給、交通機関による運送、銀行や保険会社と大衆の間の契約をとってみれば、明らかです。このような契約の条項は、個々の契約の前に作成され、個々の契約においてその内容をなすものとなります。この条項が「約款」と呼ばれるものです。問題は、大企業が、その強い地位を用いて、妥当でない内容、不公正な内容の契約をいわば押しつけることにあります。

前に触れたように、不公正な契約条項の効力を否定する立法は、西欧諸国においては、既に第二次世界大戦頃から見られます。しかし、多くの国で盛んに立法が行なわれるようになったのは、1970年代からと言ってよいでしょう。この種の立法は、今や中進国と呼ばれる国や、第三世界に属するとされる国においても出来ております。日本の立法の著しい遅れは、異常と形容してもよいほどです。

（３）民法典と「規制緩和」—示唆・教訓

ここでは、日本のそのような状況の原因について検討する時間はありません。一つだけ取り上げたいのは、そのような立法が遅れている間に、日本においては、いわゆる「規制緩和」の大合唱が起こってきたということです。つまり一旦後退したかに見えた自由の新たな強調が、日本の政界、言論界、経済学界などにおける一つの強い潮流となってきたために、自由から平等への傾斜という前述した流れとの関係がデリケートになっています。

この状況の下で、どのように考えるべきかは、日本の民法学者に課された困難な問題です。しかし今日は、二つのことが示唆ないし教訓となるのではないかと、指摘しておくに止めます。

第一は、民法典の変遷の所でお話したこととほぼ同じです。つまり、「規制緩和」に対してどのような立場をとるにしても、日本民法典の100年、古典的民法典の190年の

歴史によって到達した地点を十分に考慮したうえで判断すべきだ、ということです。自由から平等へ、及び、博愛と連帯・共生の理念の現実化という流れを無視して物事を考えることはできない、それとの関係を十分に考える必要があるということです。

第二に、スローガンについては、感覚的・感情的でなく、言葉の真の意味を検討すべきだ、ということです。日本人は、ともすれば、スローガンに弱く、それを標榜する勢力に押しながされる性質があるからです。

いったい、「規制緩和」における「規制」とはなにを意味するのかをきちんと考える必要があります。日本においては、近時の金融危機で明らかになったように、行政による過度の介入がありました。そのことが、ある場合には大きな不効率を生んでいることも否定できない事実のようです。しかし、衛生、社会福祉・社会保障、環境保護といった、現在・将来の国民生活の基礎については、行政の役割は大きくこそなれ、否定することなどできないでしょう。

ここでの問題は、私法による規制です。強行規定は、悪い規制でしょうか。「信義誠実の原則」に従うべしとか、公序良俗に反する内容の契約を無効とすることはどうでしょうか。詐欺や強迫による契約を取り消すことができることはどうでしょうか。

つまり、規制と言っても、当然のことながら、よいものと、悪いものがあります。「規制緩和」について、法学者等による研究会の結果がある雑誌に発表されていますが、ここでは、「もはや必要でなくなった規制、あるいは本来そうあるべきでない規制をこのさい見なおしたいというのが、本来のきせい緩和の趣旨でなかったかと思われる」とか、「ジャングル資本主義の時代に戻るものでない」とか言われています（NBL632号）。要するに、19世紀前半のような「弱肉強食」の時代になってはならないということです。

一般的には、規制の中でも、行政による規制はともかく、私法、換言すれば、最終的には司法機関による判断に服する規制は、原則として、「緩和」されるべき「規制」にはあたらないと考えるべき場合が多いでしょう。

別の面から言いますと、規制緩和の考え方の基礎には、近代経済学の、その理念とされる「効率」の徹底ないし強調があります。しかし、近代経済学者においても、効率の理念では律しきれない領域があることは認められているようです。問題は、その領域の画し方にあるようです。また、効率と並んで「公正」を説き、「効率と公正のバランス」を言う人も少なくないようです。そして、今日における民法の分野は、「公正」が重視される領域ではないかと思われまます。

いずれにしても、言葉の意味を明らかにしつつ議論すべきこと、とりわけスローガンについてそうであることが、現在の日本民法典の置かれた状況の示唆している教訓であることを述べたいと考える次第です。これが、第三の示唆ないし教訓です。

なお、今日の講演の表題に関係しますので、ついでに一言すれば、このことは、最近「グローバルゼーション」の表現で呼ばれることの多い「国際化」についてもあてはまります。先に申しましたとおり、グローバルゼーションは、ある意味で厳然たる事実として存在します。日本民法典がこの事実にどのように関係し、対応しているか、対応すべきかは、最初に触れました。しかし、それぞれの場合にスローガンのように使用されている「グローバルゼーション」が、はたして、否定できない事実を意味しているのか、ある地域・ある国の考えをそのような表現で呼んでいるのかは、各場合について慎重に検討すべ

きことがらです。

おわりに

今日は、日本民法典100年と、国際化時代を機縁に、考えていることとお話しました。色々なことに触れましたが、ある方々にとっては、よく知っている当たり前のことだったり、別の方々にとっては少し率直に過ぎるとお感じになったかもしれませんが、いづらかでもご参考になる点があれば幸いです。

資 料

- 1 人および市民の権利宣言（「人権宣言」）（1789）

第一条 人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上にのみ設けることができる。

第二条 あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は、自由・所有権・安全および圧制への抵抗である。

第四条 自由は、他人を害しないすべてをなし得ることに存する。その結果各人の自然権の行使は、社会の他の構成員にこれら同種の権利の享有を確保すること以外の限界を持たない。これらの限界は、法によってのみ、規定することができる。＜『人権宣言集』岩波文庫（山本桂一訳）による＞
- 2 革命期における憲法と民法
 - ① 司法制度に関する布告（立憲議会 *Assemblée constituante* 1790）

「立法者は、民事諸法を再検討、改革し、単純、明晰で憲法に適合する民事法の一般法典を作成すべし。」
 - ② 立憲議会の憲法（1991.9.3）＜「人権宣言」が前文の一部に含まれている＞

「第一章 この憲法によって保障される基本的諸条項」
「第九項 全王国に共通の民事法典を作成すべし。」
- 3 ポルタリス『民法典序論』野田良之訳
（民事法は）「政府を基礎づけるものではないにせよ、政府を維持するものである。」（第4段）

「民法典は、国家的基本法の後見の下にあり、それに適合していなくてはならない。」（第23段）
- 4 フランス民法典草案における民法の定義
「序編 法と諸法律（*Du droit et des lois*）
第二章 諸法律の分類
- 第1条 諸種の法律が存在する。
 - ② 第一のものは、統治する（*gouvernement*）者達と統治される（*gouvernes*）者達との諸関係、及び国（*cite*）の各構成員と全構成員との関係を規律する。それらは、国制と政治の諸法律（*lois constitutionnelles et politiques*）である。

- ③ 第二のものは、市民相互間の諸関係 (rapports des citoyens entre eux) を規律する。それらは、民事諸法律 (lois civiles) である。
- ④ 第三のものは、人の法律に対する諸関係を規律する。立法のこの部分は、すべての法律の (効力の) 担保とサンクション (garantie et la sanction) である。」<以下、司法組織、刑事諸法律、警察 (police)、「直接に人倫又は公共の平和を目的とする全ての法律」が挙げられている>

5 日本民法典編纂の目的

① 江藤新平の言

「一体各国ともに政府と政府との交際は公法を以て相整へ、政府とその国民との交際は国法を以て相整へ、民と民との交際は民法を以て相整へ候次第、各国の通義之様相成居、総て国家富強盛衰の根元も専ら国法民法施行の厳否に關係致し候趣…」(「国法御會議の事」明治3年10月、太政大臣三条実美に提出した意見書)

「元來各国と並立の叡慮を奉戴し、臣不肖司法の長官を拜命し、…即ち夙夜考慮仕候處、併立の元は国の富強に在り。富強の元は、国民の安堵に在り、安堵の元は国民の位置を正すに在り。夫尚国民の位置不正なれば安堵せず。安堵せざれば、其業を勤めず、其恥を知らず、業を勤めず恥を知らず、何以富強ならんや。

所謂国民の位置を正すとは何ぞや、婚姻、出産、死去の法、嚴にして、相続贈遺の法定り、動産、不動産、貸借、売買、共同の法、嚴にして、私有、仮有、共有の法定り、而して聴訟始て敏正、加之国法精詳、治罪法公正にして、斷獄、初て明白、是を国民の位置を正すと云ふなり。於是民心安堵、財用流通、民始て政府を信ずる深く、民始て其權利を保全し、各永遠の目的を立、高大の事業を企つるに至る。当是時収税の法、其中を得ば、民其業を励まん。各業を励みて、民初めて富む。税法、中を得て、税初て豊なり。民富み、税豊かにして、然後、海陸軍備も盛に興る可き也。工部の業も、盛に可興なり。文部の業も盛に可興也。」(司法卿の辞表、明治6年1月24日)

② 大木喬任司法卿の言

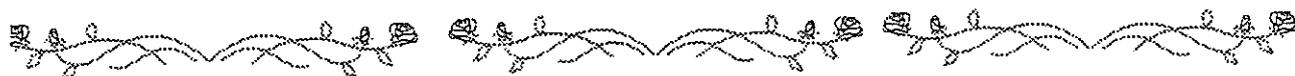
「所謂完成ノ民法トハ天然ノ性理ニ基キ全国人民之便益ヲ考究シ夫婦親子ノ権義ヲ明カニシ婚姻離婚相続之制ヲ定メ後見人管財人之条則ヲ設ケ其他契約之方法等ニ至ルマテ之ヲ制定スル也則チ其効益人道ノ大節ヲ守リ権理ノ不可犯ヲ画スル等固不俟言一家ノ經濟ヨリ一國ノ富強ヲ生シ家庭ノ平穩ヨリ邦家ノ安寧ニ及ホサシムル所以ナリ

故ニ苟モ生ヲ我域内ニ托スル者有生之初ヨリ有生之後ニ至ルマテ民法ノ庇陰ニ由テソノ權利ヲ保全シ其財産ヲ安固ニシ家庭ノ齊整ヲ得サル者ナキナリ今我實際之狀況ヲ觀察スルニ生産ノ増殖セサルハ相続法ノ善良ナラサルニ由ル夫妻ノ協同セサルハ婚姻離婚ノ法ナキカ為メニシテ孤兒痴人ノ財ヲ他人ニ掠メラルルハ後見人等ノ設ケナキヲ以テナリ物貨融通ノ壅塞スルハ契約法等ノ備ハラサル故ニシテ家庭ノ齊整ナラサルハ夫婦親子ノ間権義ノ制限ナキカ為メナリ其他一々枚挙ニ遑アラスト雖モ其弊害ノ原因ヲ推セハ一ニ民法ノ完成セサルニ由ル」(「法律起案之義ニ付申稟」明治9年9月、右大臣岩倉具視に提出した)

- 6 ウルピアーヌス (Ulpianus) の言葉一ボアソナードによる引用から
「法は善と正義の術である」
「法学は、正と不正を扱う学問である」
「法の命じるところは、誠実に生きよ、何人をも害するな、各人に彼のものを帰せよ、である」
- 7 教皇ヨハネ・パウロ二世回勅「新しい課題 (Centesimus Annus)」
「社会主義の敗北によって、資本主義が唯一の経済構造のモデルとして勝残ったという言い方は受け入れがたい…」「(望ましい社会は)…市場が社会の諸勢力と国家によって適正に管理されて、社会全体の基本的な必要を満たすよう保証することを求めている。」(35段)
「(財産の使用に関して)人間は、外物をわたし個人のものと考えてはならない。むしろ、共通のものと考えべきである。」(30段)
「(多くの人々は)現実的には搾取されていなくとも、実は大いに疎外されている…」「(他の多くの人々の状況は)工業化の最初の段階の暗黒時代に劣らず、今なお、もっとも初期の資本主義の法則が容赦なく幅をきかせている…」「先進国では大きな変化が起こったにもかかわらず、資本主義の非人間性と、その結果生じた『もの』による『人』の支配とは、姿を消す気配はまったくない。」「不幸にも、第三世界の大多数の人々が、今日なおこのような状況に暮らしている。」(33段)

参考：星野『民法のすすめ』岩波新書536(1998)
同 『民法一財産法』放送教育振興会(1994)
同 『法学入門』 同 (1995)

お知らせ 上記掲載の星野英一東京大学名誉教授による講演「国際化時代と
日本民法典100年」の英訳文を当財団で用意いたしております。
ご希望の方は、当財団事務局までお申し込み下さい。(無料)。



発行日:平成11年3月31日

発行者:財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833